

聖籠町告示第二十三号

聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱

(趣旨)

第一条 聖籠町の子どもに関する相談に適切かつ迅速に対処するため設置する聖籠町子ども家庭相談センター(以下「相談センター」という。)の事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第二条 相談センターの事業は、聖籠町に住所を有するおむね十八歳未満の子どもとその家族等を対象とする。

(事業内容)

第三条 相談センターは、次に掲げる事業を実施する。

- 一 子ども及び家庭に関する総合相談に関すること。
- 二 学校、家庭及び関係機関との連携に関すること。
- 三 地域の子育て・教育に関すること。
- 四 要保護児童対策地域協議会の運営に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育てに関すること。

(職員配置)

第四条 相談センターには、スクールソーシャルワーカー、相談員その他必要な職員を配置する。

(その他)

第五条 この告示に定めるもののほか、相談センターの事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。